

パートタイム労働法改正のポイント - 4月1日施行 -

平成27年4月1日から、パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、パートタイム労働法や施行規則、パートタイム労働指針が変わります。

主な改正のポイントは次のとおりです。

1. パートタイム労働者の公正な待遇の確保

(1) 正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大【法第9条】

有期労働契約を締結しているパートタイム労働者でも、職務の内容、人材活用の仕組みが正社員と同じ場合には、正社員との差別的取扱いが禁止されます。

(2) 「短時間労働者の待遇の原則」の新設【法第8条】

事業主が、雇用するパートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする、広く全てのパートタイム労働者を対象とした待遇の原則の規定が創設されます。

2. パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

(1) パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設【法第14条第1項】

パートタイム労働者を雇い入れたときは、実施する雇用管理の改善措置の内容※1を事業主が説明しなければなりません。

※1 雇入れ時の説明内容の例

- ・賃金制度はどうなっているか
- ・どの福利厚生施設が利用できるか
- ・どのような教育訓練があるか
- ・どのような正社員転換推進措置があるか など

(2) パートタイム労働者からの相談に対応するための体制整備の義務の新設【法第16条】

事業主は、パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければなりません。

(3) 相談窓口の周知【施行規則第2条】

パートタイム労働者を雇入れたときに、事業主が文書の交付などにより明示しなければならない事項に「相談窓口」が追加されます。

3. パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設

(1) 厚生労働大臣の勧告に従わない事業主の公表制度の新設【法第18条第2項】

雇用管理の改善措置の規定に違反している事業主に対して、厚生労働大臣が勧告をしても、事業主がこれに従わない場合は、厚生労働大臣は、この事業主名を公表できることとなります。

(2) 虚偽の報告などをした事業主に対する過料の新設【法第30条】

事業主が、パートタイム労働法の規定に基づく報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合は、20万円以下の過料に処せられます。



改正内容の詳細につきましては、<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/tp0605-1o.html> (厚生労働省ホームページ) をご確認ください。

マイナンバー制度開始に向けて

- 10月から番号通知が開始されます -

平成28年1月から社会保障・税番号制度(通称:マイナンバー制度)の運用がスタートします。それに先立ち、本年10月から個人の識別番号としてマイナンバー(個人番号)が各市町村からその住民に通知されます。制度導入の主なスケジュールは次のとおりです。

平成27年1月以降	27年10月以降	28年1月1日以降	29年1月1日以降
<ul style="list-style-type: none"> ・番号法案関連政省令の整備 ・市区町村条例の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーの通知(住民票の住所地に郵送) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの交付開始 ・所得税関連での番号利用開始 ・雇用保険関連での番号利用開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険、厚生年金保険関連での番号利用開始 ・情報提供ネットワークシステムの運用が開始

源泉徴収や社会保険手続等の業務など、あらゆる社会保障・税関連の手続において番号の利用が始まるため、会社は従業員等の個人番号の収集・管理等の対応が必要となります。

個人に関するマイナンバーは、各自治体が住民票の住所地に郵送して通知を行うため、従業員等に住民票の住所地と現在住んでいる住所地の確認を依頼するとともに、まずは、本年10月に各人に届く「通知カード」(個人番号と生年月日・性別・氏名・住所が記載)が届いたら、決して紛失しないよう周知徹底することが第一歩のように思います。

マイナンバーに関する詳細は、<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/index.html> (政府広報オンライン) をご確認ください。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

平成27年度 新入社員のタイプ

公益財団法人日本生産性本部の「職業のあり方研究会」が毎年命名し、発表している新入社員のタイプですが、平成27年度は「消せるボールペン型」だそうです。ちなみに、去年は「自動プレーキ型」でした。皆様の会社の新入社員のタイプは当てはまるでしょうか?

『消せるボールペン型』

見かけはありきたりなボールペンだが、その機能は大きく異なっている。見かけだけで判断して、書き直しができる機能(変化に対応できる柔軟性)を活用しなければもったいない。ただ注意も必要。

不用意に熱を入れる(熱血指導する)と、色(個性)が消えてしまったり、使い勝手の良さから酷使しすぎると、インクが切れてしまう(離職してしまう)。

☆平成27年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、例年より1ヵ月遅れての本年4月分(5月納付分)からの適用となります。ちなみに岐阜支部の場合、健康保険料率は(旧)99.9/1000から(新)99.8/1000へ、介護保険料率は(旧)17.2/1000から(新)15.8/1000へ変更となります。

なお、健康保険料率は都道府県ごと支部別に異なります。

☆今回取上げました「マイナンバー制度」は、運用が開始されると企業実務のさまざまな場面に大きな影響を与えるものだと感じています。6月に開催する当所の労働法講演会でもテーマの1つとして取上げますので、是非ご予定下さい。

鉛筆子